令和5年度税制（相続税・贈与税）改正について
～生前贈与の加算期間の延長と相続時精算課税制度の基礎控除の創設～

武藤　健造
税理士（竜ケ崎支部）

目　次

はじめに …… 2
第１章 相続税の概要 …… 2
第２章 贈与税の概要 …… 6
第３章 令和５年度税制改正の概要 …… 9

はじめに

令和４年12月23日に閣議決定された政府の令和５年度税制改正大綱に、相続税・贈与税に関し、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築の一環として「暦年課税における相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間の見直し」と「相続時精算課税制度に新たな基礎控除の創設」が盛り込まれています。

暦年課税における相続開始前の贈与では相続税の課税価格への加算期間が３年間から７年間に延長されるとともに、相続時精算課税については現行の暦年課税における基礎控除とは別途に、課税価格から110万円を控除できることとする基礎控除制度の創設等を内容とした「所得税法等の一部を改正する法律案」が、令和５年２月３日に国会に提出されています。

本稿ではこれらの改正の概要について解説しますが、その理解を深めていただくため現行の相続税・贈与税の課税の仕組みをも併せて解説します。

第１章　相続税の概要

相続税は、死亡した人（被相続人）の財産を相続又は遺贈により取得した配偶者や子など（相続人等）に対して、その取得した財産の価額を基に課される財産税です。

【参考（民法）】
◆相続順位と法定相続（民法 886 ～ 890、900 条）
イ．相続人と相続順位

民法では、相続人として、配偶者と三つの血族関係者を定めています。そして、配偶者は、常に相続人となりますが、血族関係者である相続人については、一定の順位が定められています（民法887（子及びその代襲者等の相続権）、889（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）、890（配偶者の相続権））。

①第１順位　子（代襲相続人（孫、曾孫など）を含む。）
②第２順位　直系尊属（父母、祖父母など）
③第３順位　兄弟姉妹（代襲相続人（おい、めい）を含む。）

したがって、相続人となる者は、次のようになります。

(イ)配偶者及び子
(ロ)子がいない場合には、配偶者及び直系尊属
(ハ)子も直系尊属もいない場合には、配偶者及び兄弟姉妹
(ニ)他に相続人がいない場合には、配偶者のみ

ロ．相続人と法定相続分

複数の相続人が共同で相続する場合、これらの相続人を共同相続人といい、共同相続人は、相続により被相続人の権利義務を各自の相続分に応じて承継します（民法896（相続の一般的効力））。

民法は、法定相続分及び代襲相続分について次のように定めています（民法900（法定相続分）、901（代襲相続人の相続分））。

(イ)法定相続分

相続人	法定相続分	留意事項
子と配偶者	子 ２分の１ 配偶者 ２分の１	子が数人あるときは、子の法定相続分を均分する。
直系尊属と配偶者	直系尊属 ３分の１ 配偶者 ３分の２	直系尊属が数人あるときは、直系尊属の法定相続分を均分する。
兄弟姉妹と配偶者	兄弟姉妹 ４分の１ 配偶者 ４分の３	兄弟姉妹が数人あるときは、兄弟姉妹の法定相続分を均分する。ただし、父母の一方を同じくする兄弟姉妹（半血兄弟姉妹）の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹（全血兄弟姉妹）の相続分の２分の１とする。

㈡代襲相続分（代襲相続人の相続分）
　代襲相続人となる直系卑属（孫、曾孫など）の相続分は、被代襲者（子、孫など）が受けるべきであった相続分と同じ（直系卑属が２人以上いるときは、その相続分を均分）。
　また、兄弟姉妹の代襲相続人（兄弟姉妹の子）の相続分についても同様。

◆遺　贈（民法 964 条～）

　遺贈とは、「遺言」により、被相続人の財産を相続人、相続人以外の者や法人に無償譲与することをいい、それを受ける者を受遺者といいます。

◆遺留分（民法 1042 条～）

　民法により相続人に保障されている最低限の相続分をいい、その割合は、
⑴相続人が親・祖父母のみの場合は、被相続人の財産の３分の１
⑵⑴以外（子のみ、配偶者のみ、配偶者と親、配偶者と子）の場合は、被相続人の財産の２分の１とされています。兄弟姉妹には遺留分は認められていません。
※遺留分を侵害されている相続人は、遺留分を侵害している受遺者や受贈者、他の相続人に対してその侵害額を請求することができます。

１．相続開始から相続税納付までの主なスケジュール

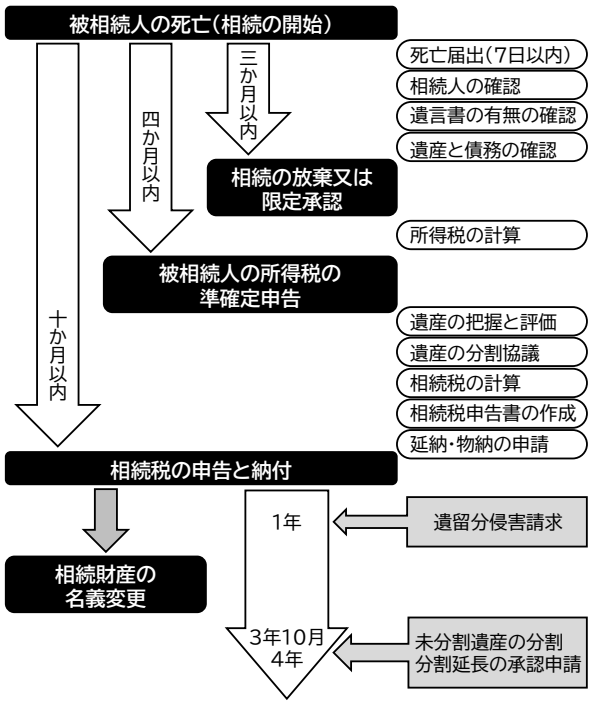

２．相続税額の計算手順

　相続又は遺贈により財産を取得した者が納付する相続税額を計算するためには次のように四つの段階の計算が必要になってきます。

第１段階（課税価格の計算）

　相続又は遺贈（以下「相続等」という。）により財産を取得した者（以下「相続人等」という。）に係る各相続人の課税価格を個々に計算し、その後、同一の被相続人から相続等により財産を取得した全ての者の相続税上の課税価格の合計額（「正味の遺産額」）を算出します。

〈相続人等の各人の課税価格〉

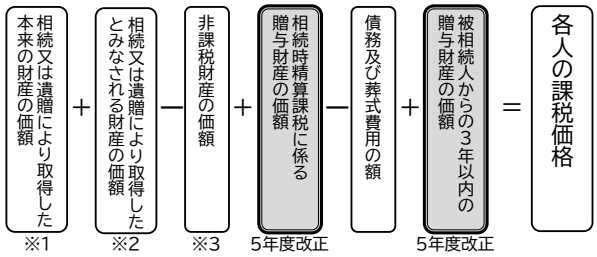

〈各人の課税価格の合計〉

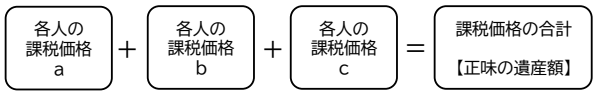

※１．「本来の相続財産」の具体例

　土地、家屋、借地権、株式、預貯金、現金、貴金属、宝石、書画、骨とう、自動車、電話加入権、立木、金銭債権など。

※２．「みなし相続財産」の具体例

　民法上は被相続人から相続等により取得したものではないが、実質的に、相続等により取得した財産と同様の経済的効果を持つもの。
　相続税法では課税の公平を図る見地から、このような財産を相続等により取得したものとみなして、相続税の課税対象としています。
①生命保険金等（相続税法（以下「相法」という。）３① 一）
②退職手当金等（相法３① 二）
③生命保険契約に関する権利（相法３① 三）
④定期金に関する権利（相法３① 四）
⑤保証期間付定期金に関する権利（相法３① 五）
⑥契約に基づかない定期金に関する権利（相法３① 六）
⑦その他遺贈により取得したものとみなされるもの（相法４、～９の４、65①）
　特別縁故者に対する相続財産の分与、低額譲受、債務免除等、その他の利益の享受、信託に関する権利等、持分の定めのない法人から受ける特別の利益の享受
⑧相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者の受贈財産（相法21の16①）
⑨農地等の贈与者が死亡した場合の農地等（租税特別措置法（以下「措法」という。）70の５）

※３．非課税財産の種類

①皇室経済法第７条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物（相法12① 一）
②墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの（相法12① 二）
③一定の公益事業を行う者が取得した公益事業用財産（相法12① 三）
④条例による心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権（相法12① 四）
⑤相続人が取得した生命保険金等のうち一定の金額（相法12① 五）

（算式）
500万円×「法定相続人の数」＝保険金の非課税限度額

⑥相続人が取得した退職手当金等のうち一定の金額（相法12①六）

（算式）
500万円×「法定相続人の数」＝死亡退職金の非課税限度額

⑦相続税の申告書の提出期限までに国、地方公共団体、特定の公益法人又は認定特定非営利活動法人に贈与（寄附）した財産（措法70）

㊟香典は、被相続人に帰属しないため相続税の課税対象にはなりません。

第２段階（相続税の総額の計算）

正味の遺産額から遺産に係る基礎控除額を控除した残額（「課税遺産総額」）を基に「相続税の総額」を計算します。

課税価格の合計【正味の遺産額】 － 基礎控除額※4 ＝ 課税遺産総額

※４．基礎控除額の計算（相法 15 ①）

（算式）
遺産に係る基礎控除額 =3,000万円＋ (600万円×法定相続人の数（注１・２))

（注１）法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。

（注２）法定相続人のなかに養子がいる場合の法定相続人の数は、次のとおりです。
①被相続人に実子がいる場合は、養子のうち１人までを法定相続人の数に含める。
②被相続人に実子がいない場合は、養子のうち２人までを法定相続人の数に含める。

☞１．各相続人が、「課税遺産総額」を、民法に定める法定相続人の数に応じた法定相続分により取得するものと仮定して按分する。

☞２．上記で按分計算した法定相続人ごとの金額に、それぞれの税率を乗じて各相続人の（仮定の）相続税額を算出する。

☞３．算出された各相続人の（仮定の）相続税額を合計する（「相続税の総額」）。

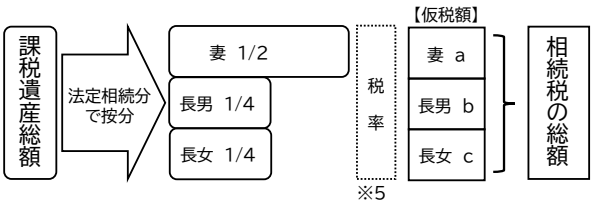

※５．相続税の税額速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
１億円以下	30%	700万円
２億円以下	40%	1,700万円
３億円以下	45%	2,700万円
６億円以下	50%	4,200万円
６億円超	55%	7,200万円

第３段階（各人の算出税額の計算）

「相続税の総額」を、各人が実際に取得した財産の額(割合)に応じ配分し、各人の算出税額を算出します。

相続税の総額 × 各人の相続財産の金額 ／ 各人の相続財産の金額の合計 ＝ 各人の算出税額

【設例】

被相続人は、財産8,400円（債務と葬式費用控除後の金額）を残して死亡した。

配偶者Ａが4,200万円、長男Ｂが1,680万円、長女Ｃが1,260万円、次男Ｄが1,260万円の財産を取得した場合の遺産に係る基礎控除の額及び相続税の総額並びに各相続人等の相続税額を計算せよ。

１．遺産に係る基礎控除の額

（法定相続人数）
3,000万円＋（600万円×４人）＝5,400万円

２．課税遺産総額

（基礎控除額）
8,400万円－5,400万円＝3,000万円

３．相続税の総額の計算

各相続人の民法の規定（この設例の場合第900条）による相続分に応ずる取得金額は、

配偶者Ａ　3,000万円×1/2　＝1,500万円
子Ｂ、Ｃ、Ｄ　3,000万円×1/2×1/3＝500万円

となり、これに相続税の速算表の率を適用した金額を合計すると

（課税価格）（税率）（控除額）
配偶者Ａ　1,500万円×15% －50万円＝175万円
子Ｂ、Ｃ、Ｄ 各500万円×10%　＝50万円
175万円＋50万円×３人＝325万円

４．相続税の按分割合

（相続人）（課税価格）（課税価格の合計額）（按分割合）
Ａ　4,200万円 ÷ 8,400万円 ＝ 0.50
Ｂ　1,680万円 ÷ 8,400万円 ＝ 0.20
Ｃ　1,260万円 ÷ 8,400万円 ＝ 0.15
Ｄ　1,260万円 ÷ 8,400万円 ＝ 0.15
按分割合の合計＝ 1.00

５．各相続人等の相続税額

（相続人）（相続税の総額）（按分割合）（各相続人等の相続税額）
Ａ　325万円 × 0.50 ＝ 1,625,000円
Ｂ　325万円 × 0.20 ＝ 650,000円
Ｃ　325万円 × 0.15 ＝ 487,500円
Ｄ　325万円 × 0.15 ＝ 487,500円

第４段階（各人の納付税額の計算）

各人の算出税額から各人に応じた各種の税額控除額を控除し、各人の納付すべき税額を計算します。

各人の算出税額					
妻　A	－	各種配偶者控除等（配偶者軽減額）	＝	配偶者の相続税額
長男　B	－	各種税額控除等	＝	各人の相続税額
長女　C	－	各種税額控除等	＝	各人の相続税額

※6･7･8･9

※６．配偶者に対する相続税額の軽減

被相続人の配偶者については、その課税価格が、①課税価格の合計額のうち配偶者に係る法定相続分相当額までである場合、又は、②１億6,000万円以下である場合には、納付すべき相続税額がないこととされています。（相法19の２①）。

※７．相続税額の加算

相続等により財産を取得した者で被相続人との血族関係の薄い一定の者（例えば、孫など）は、その者の算出相続税額に２割相当額を加算した金額がその者の相続税額となります（相法18）。

＜加算対象者とならない者＞

イ．被相続人の一親等の血族（被相続人の直系卑属が、被相続人の養子となっている場合のその養子は加算対象とされる。）

ロ．被相続人の配偶者

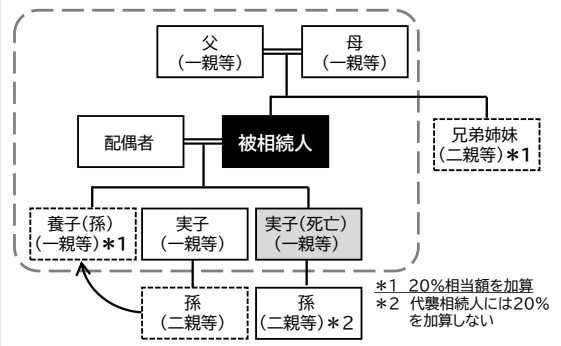

※８．暦年課税分の贈与税額控除

相続等により財産を取得した者が、相続開始前３年以内に被相続人から贈与を受けていた財産の価額は、その者の相続税の課税価格に加算して相続税を計算します。この加算した贈与財産に課税されていた贈与税額を相続税の算出税額（上記※７の相続税額の加算後の税額）から控除します（相法19①）。

控除しきれなかった金額は還付されません。（相続時精算課税とは異なる）

※９．相続時精算課税分の贈与税額控除

相続時精算課税適用者の相続時精算課税適用財産に課せられた贈与税がある場合には、その者の相続税額からその贈与税額相当額を控除します。

なお、相続税額から控除しきれない贈与税相当額については、還付を受けることができます。

３．まとめ

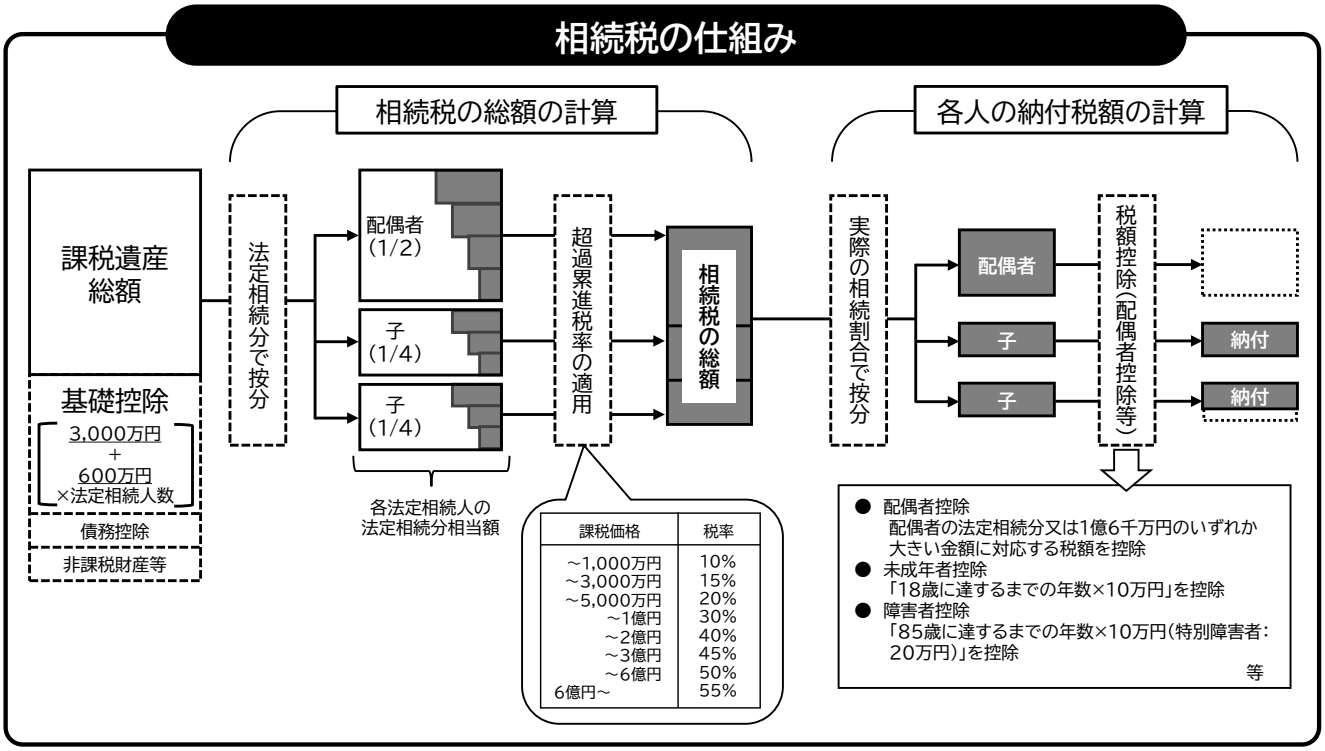

第２章　贈与税の概要

贈与税は、贈与により財産を取得した場合、その取得という事実を課税原因として、その取得した財産の価額を基に課される財産税です。

【参考（民法）】

1．贈与とは、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与えるという意思を表示し、相手方がこれを受諾することによって成立する契約です（民法549）。

2．贈与の方法
贈与は、書面によるものと書面によらないものとがあります、書面による贈与は、これを撤回することができないのに対し、書面によらない贈与は、既に履行した部分を除き、いつでも撤回することができるとされています（民法550）。

3．贈与の特殊形態
①定期贈与…定期給付を目的とする贈与（例えば、毎月一定額を贈与する。）
②負担付贈与…贈与を受けた者に一定の給付をなすべき義務を負わせる贈与（例えば、評価額４億円の土地を贈与する代わりに借入金２億円を負担させるなど。）
③死因贈与…贈与者の死亡により効力を生ずる贈与（相続税の課税対象）

１．財産の名義変更等と贈与税

贈与は、通常、親族その他特殊関係がある者相互間において行われることが多く、しかも大部分が書面によらないで行われるので、財産の名義変更が行われた場合であっても、「贈与」に該当するか否かの判断はなかなか困難です。

しかし、財産の名義変更は、新たにその所有権を取得した者が第三者に対し、所有権を主張するために行われるのがほとんどであり、一般的に名義人が所有権者と推定されています。

このようなことから、贈与税の取扱いでは、不動産や株式等の名義変更が行われた場合において、対価の授受が行われていないとき又は他人名義で新たに不動産や株式等を取得した場合には、原則として、それらの財産は、その名義人となった者が贈与を受けたものとして取り扱われます。

ただし、これらの行為が贈与の意思に基づくものでなく、他のやむを得ない理由に基づいて行われたことが明らかな場合には、その財産について贈与税が課税される前に、その財産の名義を実際の所有者の名義にしたときに限り、贈与がなかったものとして取り扱われています。

２．異なる二つの贈与税額の計算方式

その年１月１日から12月31日までの１年間に財産の贈与（法人からの贈与を除く。）を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

⑴「暦年課税方式」を適用する場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき
⑵「相続時精算課税方式」を適用するとき

（１）暦年課税による贈与税額の計算手順

課税価格から、贈与税の「基礎控除」及び「配偶者控除」を控除した後の金額に贈与税の税率を適用して、納付すべき税額を計算します（相法21の７）。

課税価格の計算から贈与税の納付税額までの計算過程を示すと、次のとおりです。

第１段階（課税価格の計算）

その年の１月１日から12月31日までの１年間に贈与により取得した財産の価額を合計します。

本来の贈与財産（※相続税と同様の範囲）＋みなし贈与財産（※相続税と同様の範囲）＝課税価格

【贈与税の非課税財産の範囲と内容】

①法人からの贈与（ただし、所得税（一時所得）が課税される。）
②扶養義務者間の通常必要とする生活費又は教育費
③公益事業を行う者がその事業の用に供するため取得した財産
④特定公益信託で財務大臣の指定するものから交付される特定の金品
⑤地方公共団体の条例による心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利
⑥公職選挙法の適用を受ける公職の候補者が選挙運動に関し贈与を受けた金品で、同法の規定により報告がされたもの
⑦特別障害者が特別障害者扶養信託契約に基づいて受ける信託受益権
⑧相続又は遺贈により財産を取得した者が相続開始の年に取得した被相続人からの贈与財産（相法21の２④）（ただし、相続税の課税価格に算入する。）
⑨社交上の香典や贈答品などで社会通念上相当と認められるもの

※親子間等で贈与税がかからないもの

民法上の扶養義務者（夫や妻、直系血族、兄弟姉妹）から必要に応じて受け取る生活費や教育費は贈与税が課税されない。子どもの留学費200万円も必要なものなら非課税となる。この他、親への仕送りも税金は課税されない。

☞特例措置（非課税）

・直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
・特定障害者扶養信託契約に係る非課税措置

第２段階（贈与税額の計算）

課税価格から、配偶者控除額や基礎控除額110万円を控除します。

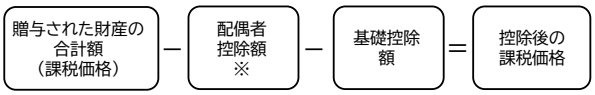

※贈与税の配偶者控除

婚姻期間が20年以上の配偶者から、居住用不動産又はその取得資金の贈与を受けた場合には、その贈与を受けた居住用不動産等の課税価格から2,000万円までの金額を配偶者控除として控除できます（相法21の６）。

第３段階（贈与税額の計算）

その残りの金額に贈与税の税率を乗じて税額を計算します。

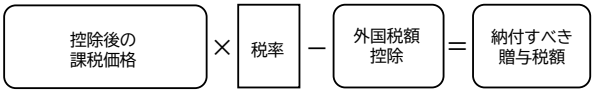

【贈与税の税率】

贈与税の税率は､「一般贈与財産」と「特例贈与財産」とに区分されています。

①一般贈与財産用（一般税率）

この速算表は、「特例贈与財産用」に該当しない場合の贈与税の計算に使用します。例えば、夫婦間の贈与、兄弟間の贈与、親から子への贈与で子が未成年者の場合などに使用します。

区分	一般贈与財産	
	一般税率	控除額
200 万円以下	10%	—
300 万円以下	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円
600 万円以下	30%	65 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円
1,500 万円以下	45%	175 万円
3,000 万円以下	50%	250 万円
3,000 万円超	55%	400 万円

②特例贈与財産用（特例税率）

その年の１月１日において18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産（特例贈与財産）に係る贈与税の税率は、特例税率を適用します。

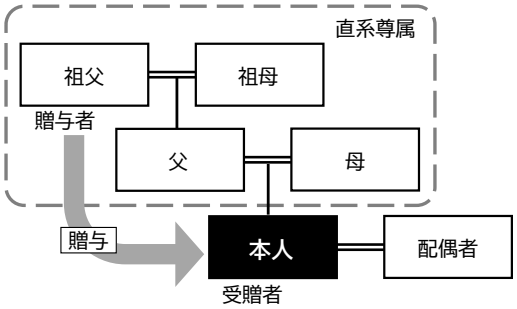

区分	特例贈与財産	
	特例税率	控除額
200 万円以下	10%	—
400 万円以下	15%	10 万円
600 万円以下	20%	30 万円
1,000 万円以下	30%	90 万円
1,500 万円以下	40%	190 万円
3,000 万円以下	45%	265 万円
4,500 万円以下	50%	415 万円
4,500 万円超	55%	640 万円

〈一般贈与財産と特例贈与財産を取得した場合〉

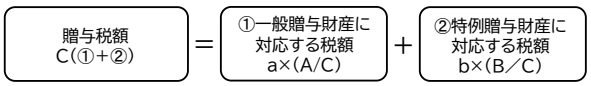

A:一般贈与財産の価額
B:特例贈与の価額
C:合計贈与価額(A＋B)
a:合計贈与価額Cについて一般税率を適用して計算した税額
b:合計贈与価額Cについて特例税率を適用して計算した税額

贈与によりＡ一般贈与財産 100 万円とＢ特例贈与財産 400 万円を取得した場合

（合計贈与価額Ｃ）　（基礎控除額）　（基礎控除後の課税価格）

500万円　－　110万円　＝　390万円

Ａに対応する税額

(390万円×20% －25万円)×(100万円 /500万円)＝106,000円…①

Ｂに対応する税額

(390万円×15% －10万円)×(400万円 /500万円)＝388,000円…②

①＋②＝494,000円

（２）相続時精算課税制度による贈与税額の計算手順

【相続時精算課税制度の内容】

相続時精算課税制度とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において、本来の暦年単位による贈与税の課税方法による「暦年課税方式」に代えて、別途の課税方式としての「相続時精算課税方式」による課税を選択できるというものです。

具体的には、

①贈与時には相続時精算課税に係る贈与税額（贈与額から特別控除額（累積 2,500 万円）を控除した後の残額に、税率一律 20% を乗じた額）を納付し、
②その後、その贈与をした者の相続開始時には、この相続時精算課税を適用した受贈財産の価額と相続等により取得した財産の価額の合計額を課税価格として計算した相続税額から
③既に、①で納付した相続時精算課税に係る贈与税額を控除した金額を納付することにより、贈与税・相続税を通じた納税をする (贈与税額が相続税額を上回る場合には還付を受ける) ことができる

というものです（相法21の９-21の18）。

【留意点】

イ．控除額の累計2,500万円までの贈与（贈与時期は複数年になってもよい。）には「贈与税が課税されない」という制度です。

ロ．なお、この相続時精算課税制度によって贈与をした財産は、贈与者（以下「特定贈与者」という。）の相続時に、すべて相続税の課税対象とされることになります。

ハ．この制度を利用した特定贈与者と贈与を受けた者との間では、以後「暦年課税制度を適用することはできない」こととされています。

ニ．また、少額の贈与を受けた場合でもその贈与を受けた年の翌年の２月１日から３月15日までの間に贈与税の申告書を提出する必要があります。

【設例】

子が父から３年にわたり財産の贈与（１年目に1,000万円、２年目に1,300万円、３年目に800万円）を受け、１年目から相続時精算課税制度の適用を受けた場合の各年分の贈与税に係る課税価格及び贈与税額を計算せよ。

（１年目の計算）

（課税価格）（特別控除額※）

1,000万円 -1,000万円＝０万円

※特別控除額の計算

（2,500万円 - ０万円）>1,000万円（課税価格）

※控除可能額2,500万円 ☞適用した特別控除額　1,000万円

（２年目の計算）

（課税価格）（特別控除額※）

1,300万円 - 1,300万円＝０万円

※特別控除額の計算

（2,500万円 -1,000万円（１年目の特別控除額））>1,300万円（課税価格）

※控除可能額1,500万円☞適用した特別控除額1,300万円

（３年目の計算）

（課税価格）（特別控除額※）

800万円 -200万円＝600万円

（税率）　（贈与税額）

600万円×20% ＝120万円

※特別控除額の計算

（2,500万円 -2,300万円（１、２年目の特別控除額の合計額））<800万円（課税価格）

※控除可能額200万円☞適用した特別控除額200万円

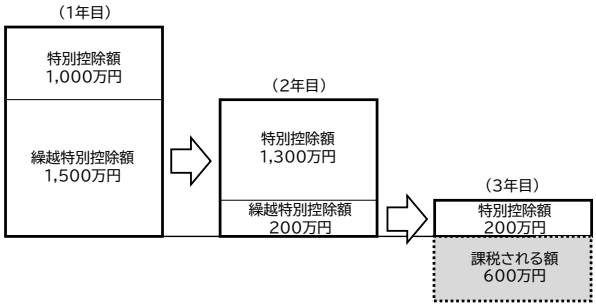

暦年課税と相続時精算課税の概要

暦年課税

①贈与財産の価額から控除される金額
基礎控除額　毎年　110万円

②税率
基礎控除後の課税価格に応じ次の速算表で計算する。

区分	一般贈与財産		区分	特例贈与財産	
	一般税率	控除額		特例税率	控除額
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	600万円以下	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円	1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円以下	40%	125万円	1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円以下	45%	175万円	3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円以下	50%	250万円	4,500万円以下	50%	415万円
3,000万円超	55%	400万円	4,500万円超	55%	640万円

税額＝（贈与を受けた財産の価額－110万円）×税率－控除額

（注）〈特例税率の適用〉
18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率

⇩

相続財産に加算

相続等により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けていた財産（特定贈与財産を除く。）を、その贈与財産の価額（贈与時の価額）を相続税の課税価格に加算する。
なお、相続税額から控除しきれない贈与税相当額については、無いものとされる。

相続時精算課税

①贈与財産の価額から控除する金額
【特別控除額　2,500万円】
既にこの特別控除を適用した金額がある場合には、2,500万円からその特別控除額の合計額を控除した残額

②税率
【一律20%】
特定贈与者ごとに、特別控除額を超えた部分に対して一律20%の税率が適用

≪留意点≫

イ．相続時精算課税を一度選択するとその年以降の特定贈与者からの贈与は、すべて相続時精算課税制度が適用される。

ロ．贈与財産の価額が110万円以下であっても、その都度贈与税の申告が必要である。

⇩

相続時に精算

【相続税】
特定贈与者の相続に際し、相続等により財産を取得した時は、相続時精算課税の適用を受けた財産については相続税の課税価格に加算する。（相続等により財産を取得しなかった時は、相続時精算課税の適用を受けた財産については相続等により取得したものとみなされる。）

【贈与税額控除】
相続時精算課税の適用を受ける財産につき課せられた贈与税相当額は、相続税額から控除する。
なお、相続税額から控除しきれない贈与税相当額については、還付を受けることができる。

第３章　令和５年度の税制改正の概要

【改正の概要】

Ⅰ．暦年課税における生前贈与の加算制度の見直し（加算期間の延長）

・暦年贈与により生前に贈与を受けていた財産について、相続時に加算される贈与期間が相続開始前３年以内から相続開始前７年以内に延長する。

・ただし、延長した４年間の贈与について総額100万円までは相続財産に加算しないこととする。

※延長の期間は令和９年以降の相続から随時延長がされ、令和13年に７年間に達することとなる。

Ⅱ．相続時精算課税制度について毎年 110 万円の基礎控除の創設

・相続時精算課税制度により行われた贈与について、課税価格から毎年110万円の基礎控除を認めることとする。

・また、相続税の計算において加算される金額も贈与財産の価額から過去の基礎控除額を控除した後の金額とする。

Ⅰ．暦年課税における生前贈与の加算期間の延長

（１）現行制度

相続等により財産を取得した者が、その相続開始前３年以内に、被相続人から暦年贈与方式により取得した財産（特定贈与財産を除く。※）については、その価格の多寡にかかわらず、その暦年贈与のあった時の贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなして相続税額を算出します（相法19）。

この場合、その暦年贈与により取得した財産につき課せられた贈与税額は、相続税額から控除することができます。

なお、相続時精算課税制度とは異なり、控除しきれなかった金額については還付を受けることはできません。

※特定贈与財産とは、贈与税の配偶者控除（相法21の６）の対象となった受贈財産のうち、その配偶者控除に相当する部分（最高2,000万円）をいいます（相法19②）。

（注）

1.相続開始の年に被相続人から贈与により取得した財産で、相続税の課税価格に加算するものは、その年の贈与税の課税価格には算入しないことになります（相法21の２④）。

2.特定贈与者の相続等により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者については、相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産を、その特定贈与者から相続等により取得したものとみなして（相続税における「みなし相続財産」の一つ）、相続税の計算を行うこととされています（相法21の16）。

3.相続税の課税価格に加算した贈与財産の価額からは、債務控除はできません。

＜相続開始前３年以内とは＞

その相続の開始の日から遡って３年目の当日からその相続開始の日までの間をいいます。

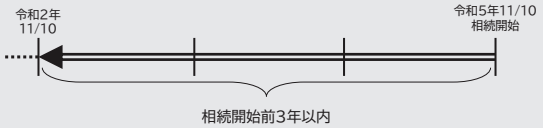

※課税価格に加算する理由

贈与税が相続税の補完税としての役割をもつ意味においては、課税された贈与税は、贈与者のその後の相続開始に係る相続税の課税上精算される必要があり、その趣旨に基づき、相続開始前３年以内の贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算することとされたものです。

（２）改正の概要

暦年課税制度において、相続開始前の贈与について、以後の相続の際に相続財産に加算することとされる相続開始前の期間が、令和５年度税制改正において「相続開始前３年以内」から「相続開始前７年以内」に延長されます。

具体的には、相続等により財産を取得した者が相続開始前７年以内にその相続に係る被相続人から贈与により取得した財産がある場合には、その贈与により取得した財産（以下「加算対象贈与財産」という。）の価額のうち、

イ．相続開始前３年以内に取得した財産価額の合計金額と

ロ．相続開始前３年以内に取得した財産以外の財産の価額の合計額から 100 万円を控除した後の金額

との合計額を相続税の課税価格に加算するということになります（改正相法19条関係）。

この改正は、令和６年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます（改正法附則19条関係）が、加算期間は令和９年１月以降、順次延長されるため、加算期間が７年となるのは、令和13年１月以降に相続が発生した場合となります。

【参考（自由民主党税制調査会　令和５年度税制改正大綱「基本的考え方」から）】

「暦年課税においても、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続財産に加算する期間を７年に延長する。その際、過去に受けた贈与の記録・管理に係る事務負担を軽減する観点から、延長した期間（４年間）に受けた贈与のうち一定額については、相続財産に加算しないこととする。」

（3）コメント

暦年課税制度では、贈与した金額が基礎控除額以下（年110万円以下）であっても、贈与者（被相続人）の相続開始前７年以内の生前贈与財産に該当するものであれば、相続税の課税対象になります。今回の改正では、相続開始前３年以内に贈与された生前贈与財産の扱いはこれまでと同じですが、それより前の４年間に贈与された分については、この間の生前贈与財産の合計金額から100万円を差し引いた金額を相続財産に含めて計算することになります。

☞なお、被相続人の孫等で相続等により財産を取得しない者への贈与については、今後も、生前贈与加算の対象にはならないものと考えられます。

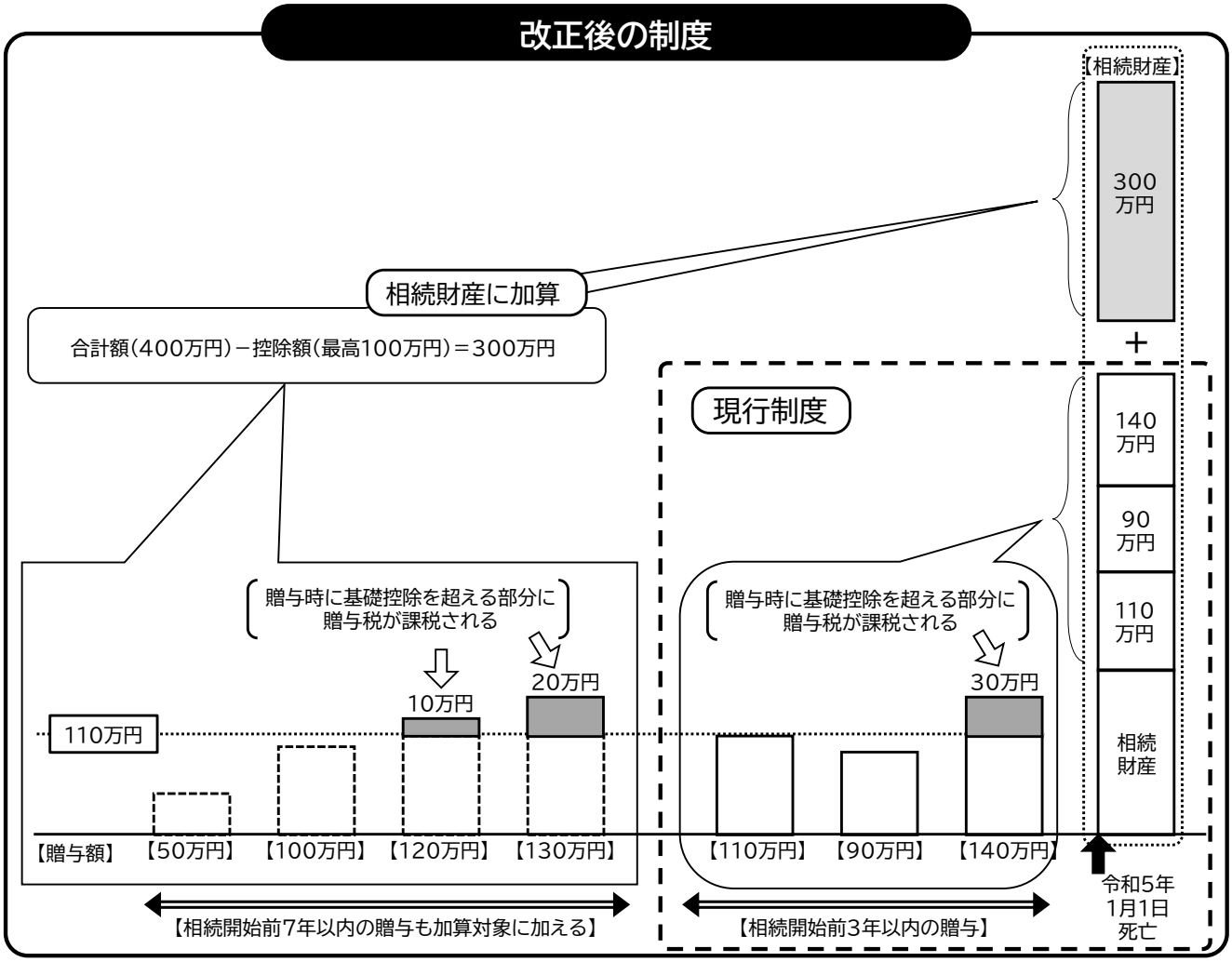

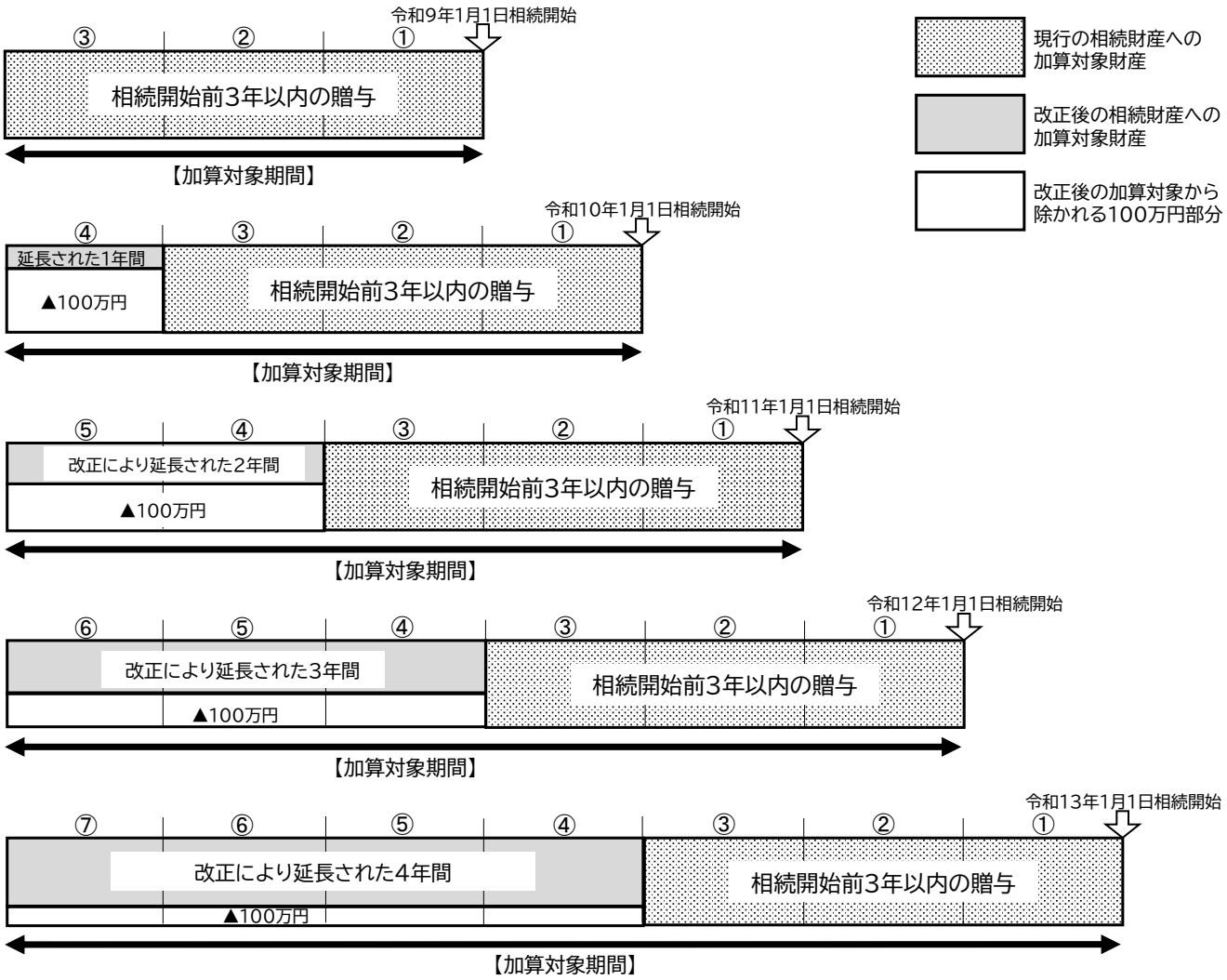

Ⅱ．相続時精算課税制度について毎年 110 万円の基礎控除の創設

（1）現行制度

現行の相続時精算課税制度では、原則として贈与年の１月１日において60歳以上の父母等が18歳以上の子や孫等に対して財産を贈与した場合に、その贈与者ごとに累積2,500万円までの贈与に係る贈与税を非課税とし、2,500万円を超えた部分について一律20％の税率による贈与税が課されます。

その後、贈与者の死亡に係る相続税額の計算上、相続時精算課税を適用した贈与財産の贈与時の価額を相続財産の価額に加算することとされています。

この場合、贈与時に支払った贈与税相当額は相続税額から控除することができますし、控除しきれなかった金額がある場合において、その控除しきれなかった金額に相当する税額が還付されることになります。

なお、相続時精算課税制度は、贈与者ごとに暦年課税との選択適用ができますが、一度相続時精算課税を選択すると、選択した年分以降にその選択に係る贈与者から受ける贈与については暦年課税に変更することはできないことになります。

（2）改正の概要

①相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の創設

相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、相続時精算課税に係る贈与税の課税価格から「相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除額60万円（措法70条の３の２において110万円にされています。）」を控除するとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算される相続時精算課税適用財産の価額は、基礎控除額110万円を控除した後の残額とされます（改正相法21条の11の２、改正措法70条の３の２）

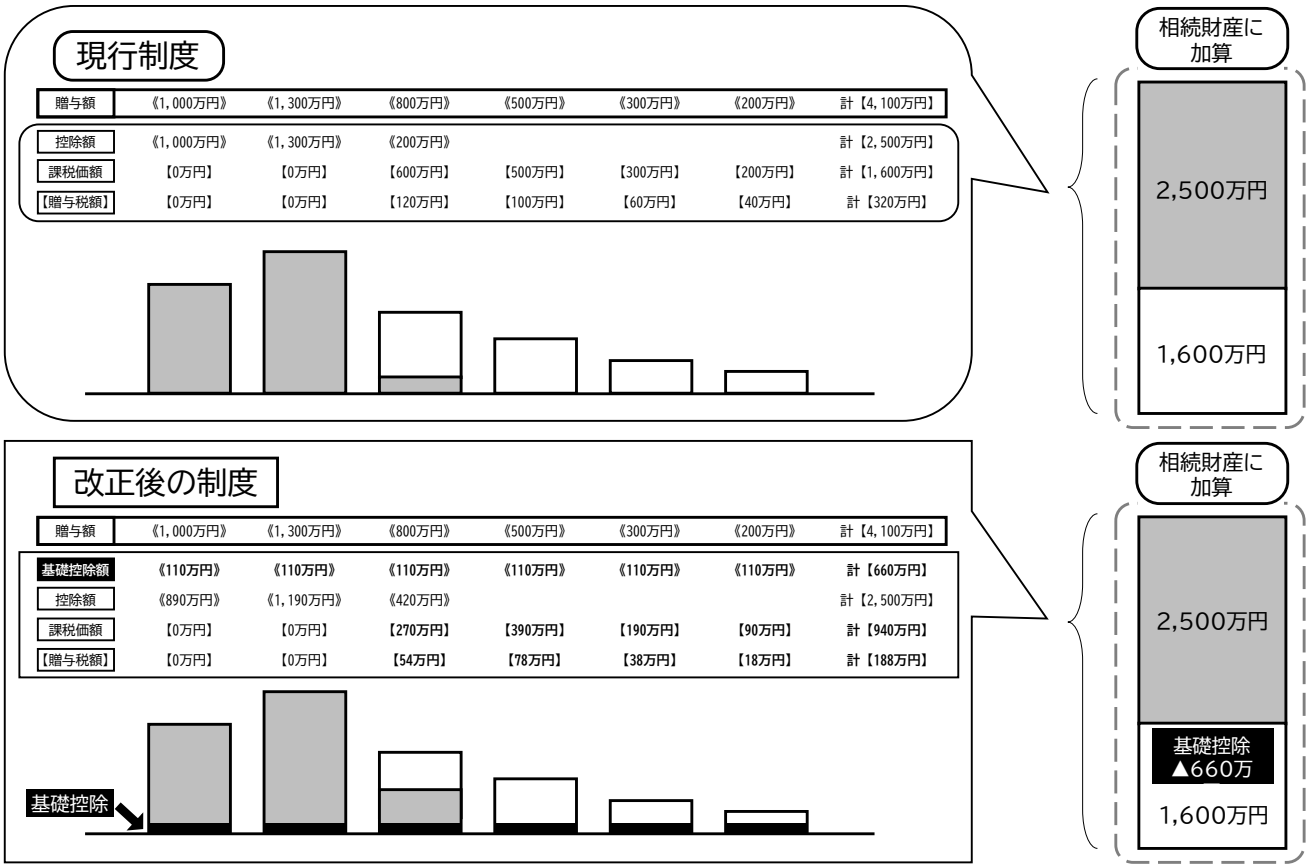

なお、相続時精算課税を選択している複数の贈与者から贈与を受けた場合は、それぞれの贈与額に応じて基礎控除額を按分することになります。

暦年課税の基礎控除（110万円）との併用は可能であり、例えば、長男が父親（相続時精算課税適用）と母親（暦年課税適用）の両方から同一年に贈与を受けた場合、それぞれ110万円の基礎控除を受けることができることになります。

【ケース1】

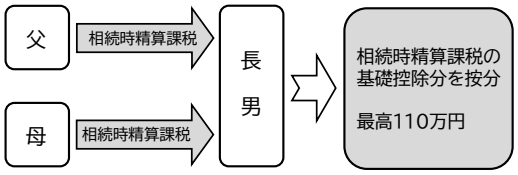

【ケース2】

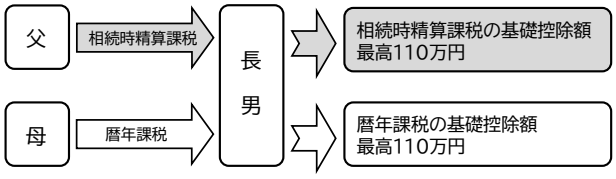

この改正は、令和６年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用されます（改正法附則第19条・51条関係）。

【参考（自由民主党税制調査会　令和５年度税制改正大綱「基本的考え方」から）】

「相続時精算課税制度の選択後は 生前贈与か相続かによって税負担は変わらず、資産移転の時期に中立的な仕組みとなっており、暦年課税との選択制は維持しつつ、同制度の使い勝手を向上させる。具体的には、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、相続時精算課税においても、暦年課税と同水準の基礎控除を創設する。これにより、生前にまとまった財産を贈与しにくかった者にとっても、相続時精算課税を活用することで、次世代に資産を移転しやすい税制となる。

②災害による特例

相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物（以下「土地等」という。）が、贈与を受けた日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出期限までの間に一定の災害によって相当の被害を受けた場合において、その相続時精算課税適用者が贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、相続税の課税価格への加算等の基礎となる土地等の価額は、「贈与の時における価額から災害によって被害を受けた部分に対応する金額を控除した金額」とすることとされます。（改正措法第70条の３の３）

上記の改正は、令和６年１月１日以後に土地等が災害により被害を受ける場合について適用する。（改正法附則第51条関係）

Ⅲ．相続時精算課税制度適用前の暦年課税期間の生前贈与財産の加算

（1）改正の概要

現行（改正前）では、相続時精算課税制度を適用したとしても、その適用前の暦年課税の期間に贈与を行っている場合、その贈与が「相続開始前３年以内の贈与」に該当するのであれば、その期間中に贈与で取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算することが必要であるとされています。

改正後においては、その贈与が「相続開始前７年以内の贈与」に該当するのであれば、その期間中に贈与で取得した財産の価額をこれまでと同様に相続税の課税価格に加算することが必要となります。

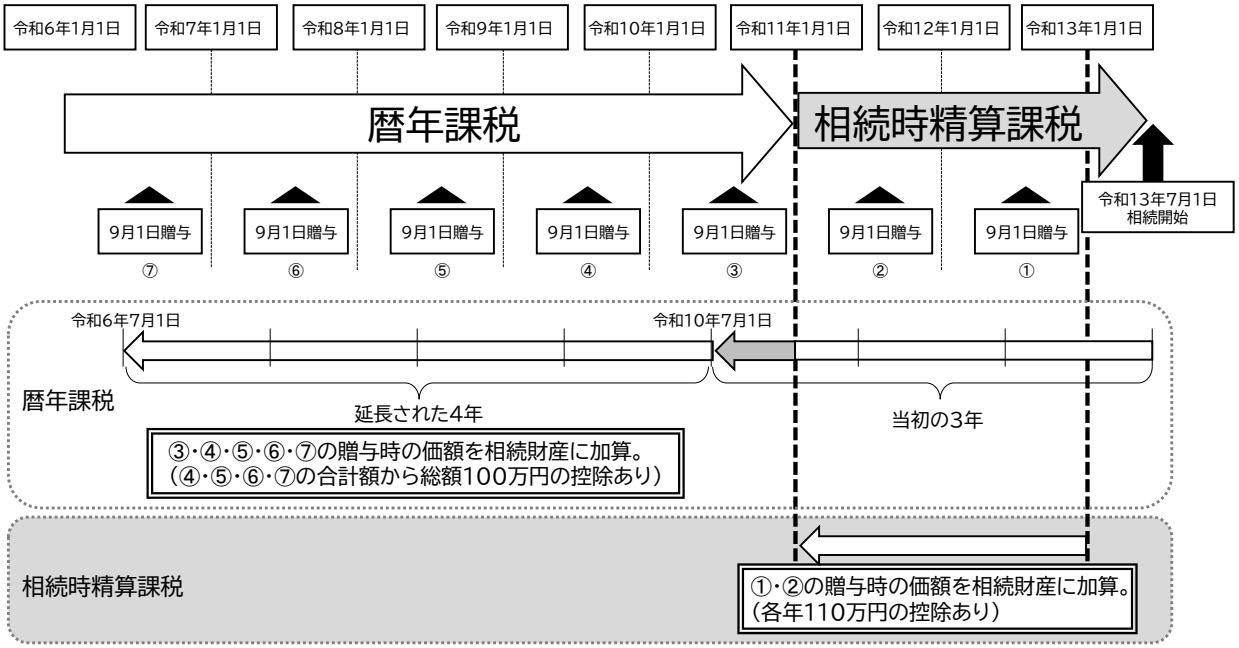

（2）コメント

これまでの相続時精算課税制度には、いくつかの特徴がありました。

合計2,500万円まで贈与をしても贈与税は課税されませんが、相続の際には相続財産に加算されるため、この2,500万円を含めて相続税が課税されることになるなど、特に、少額の贈与であっても申告が必要であるといった手続き面で煩雑でしたが、今回創設された相続時精算課税制度の基礎控除額（毎年110万円）は、この申告手続きの煩雑さの解消、110万円以下の贈与の課税がされないこととなったことのほか、この基礎控除分は将来の相続財産に加算する必要もないため、利用しやすい制度となったといえます。

①相続時精算課税制度の利用における留意点等

・将来（相続発生時に）、贈与財産の価値の値上がりが見込めるもの（←メリット）、贈与財産の価値が下がるもの（←デメリット）
　☞相続財産への加算が贈与時の財産価額で行われるため
・相続時に小規模宅地等の特例の適用（←要検討）
　☞贈与には適用できないため

②暦年課税と相続時精算課税制度との選択の検討

相続時に相続財産に加算される生前贈与財産における加算期間は、暦年課税の場合は相続開始前の７年間であり、相続時精算課税の場合はその選択をした年から相続開始時までの期間となります。

また、加算される贈与額は、暦年課税の場合７年間の全額（追加改正された４年間部分は総額100万円の控除が認められる。）であり、相続時精算課税の場合は選択課税される期間において基礎控除として毎年110万円を控除した後の金額の合計額となります。

〈相続人等への贈与〉

つまり、一般的には、基礎控除額（110万円）を超えて長期間贈与するのであれば、暦年課税による贈与の方が相続時精算課税による贈与より節税効果があるということになります。

また、基礎控除額（110万円）以内の贈与の場合、暦年課税の加算期間による加算に比べ相続時精算課税を利用した方が有利になると予想されます。

贈与者が高齢化した場合に、暦年課税から相続時精算課税に切り替えて贈与することで、以後の相続開始前７年以内の期間内の贈与（相続時精算課税期間中のもの）は基礎控除額相当分を加算しなくてもよいこと

になります。時機をみて相続時精算課税への選択適用の可否の検討も必要かと考えられます。（前ページ図参照）

〈相続財産を取得しない者への贈与財産の扱い〉

暦年課税において相続財産に加算される加算対象贈与財産は、「相続又は遺贈により財産を取得した人に対しての生前贈与財産」であり、相続人であっても相続のときに財産を取得してない人や養子縁組をしていない孫、代襲相続人ではない孫のような人への生前贈与財産は加算する必要がありません。この加算がなければ暦年課税での贈与の方が有利となります。

なお、相続等により財産を取得しない相続時精算課税適用者もその生前贈与財産を相続財産に加算する必要はありませんが、これらの者の生前贈与財産は相続等により取得したものとみなして（相続税法上「みなし相続財産」という。（3頁※２参照））、相続税の課税対象とされています（相法21条の16）。